

「新しい公共支援事業」

新しい公共の場づくりのための モデル事業のご案内

～ 東日本大震災で被災した方々の支援にも活用できます ～

新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業では、地域の諸課題解決に向けた取り組みや、東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、以下の通り資金を助成します。

また、震災対応事業については、平成 23 年度第 3 次補正予算等を受けて、制度の見直しを行いました。

< 資金助成の対象となる団体等 >

特定非営利活動法人（NPO）、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（以上を「NPO 等」といいます）が資金助成の対象となります。また、NPO 等と都道府県 市区町村等から構成される協議体も資金助成の対象となります。

< 本事業の仕組み >

NPO 等と都道府県や市区町村が連名で（または NPO 等と都道府県 市区町村等から構成される協議体が）、本事業に申請することができます。震災対応事業では要件の緩和を行っています。下記<応募について>を参照してください。

申請は都道府県に行き、運営委員会の審査により選定されます。

選定された案件については、申請者に対して資金が助成されます。

< 資金助成の対象となる支援活動 >

NPO 等、行政、関係者の協働により行う継続的な活動であり、他の地域のモデルとなるような先進的な取り組みとします。地域における課題解決を図ることを目的として、適切に事業を企画することで、例えば、以下のような取り組みが可能となります。

- 地域活性化、自然環境保護 再生、高齢者生活支援、震災対応など

また、岩手県、宮城県、福島県（以下 3 県という）が募集する震災対応事業では、例えば以下のような取組が対象となります。

被災地における支援

- 活動支援拠点の構築 など
 - 被災者支援活動（仮設住宅でのコミュニティ形成支援、生活支援など）
 - 地域復興のための支援活動（まちづくりのための合意形成、地域活力再生、伝統文化振興など）
- 被災地以外における支援など
- 被災地からの避難者支援（避難者に対する生活サポートなど）

< 資金助成額 >

1 申請案件当たり概ね 100 万円～1000 万円となります。ただし、都道府県によって運用が異なる場合がありますので、詳細は、都道府県にお尋ねください。

< 対象経費 >

事業の目的達成に必要なものであれば、幅広い経費が対象となります。例えば、NPO 等の職員の人件費、施設の整備 改修等も対象となります。

< 応募について >

モデル事業の応募は以下のいずれかの形で可能です。

NPO 等と都道府県や市区町村が連名して応募

NPO 等と都道府県 市区町村等から構成される協議体を設置するなど、行政と連携して応募

都道府県 市区町村との連名、または協議体の設置を行わずに応募（3 県への震災対応事業の応募のみ）

この場合、都道府県 市区町村の推薦状を提出する必要があります。また、申請するモデル事業を推進する会議等を設置し、都道府県または市区町村の参加を得る必要があります。また、可能な限り、複数の NPO 等で連携して応募することが望まれます。

3 県以外に事務所を置く NPO 等が 3 県に震災対応事業に応募する際には、または により応募するか、または、 により応募する場合は事業実施県に事務所を置く地元の NPO 等と連携する等してください。

上記の内容は、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に基づく本事業の基本的考え方であり、詳細は都道府県ごとに異なる場合がありますので、応募の際には各都道府県の応募方法等の確認が必要です。

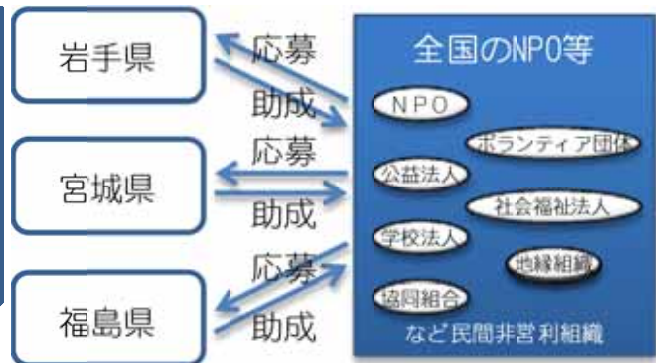
< 問い合わせ先等 >

新しい公共支援事業の応募等についてのご相談は、各都道府県担当窓口または内閣府で対応いたしますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

- 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当)付 03-3581-0511
(<http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html>) または
- 各都道府県の担当窓口 (巻末参照)

震災対応事業の応募について

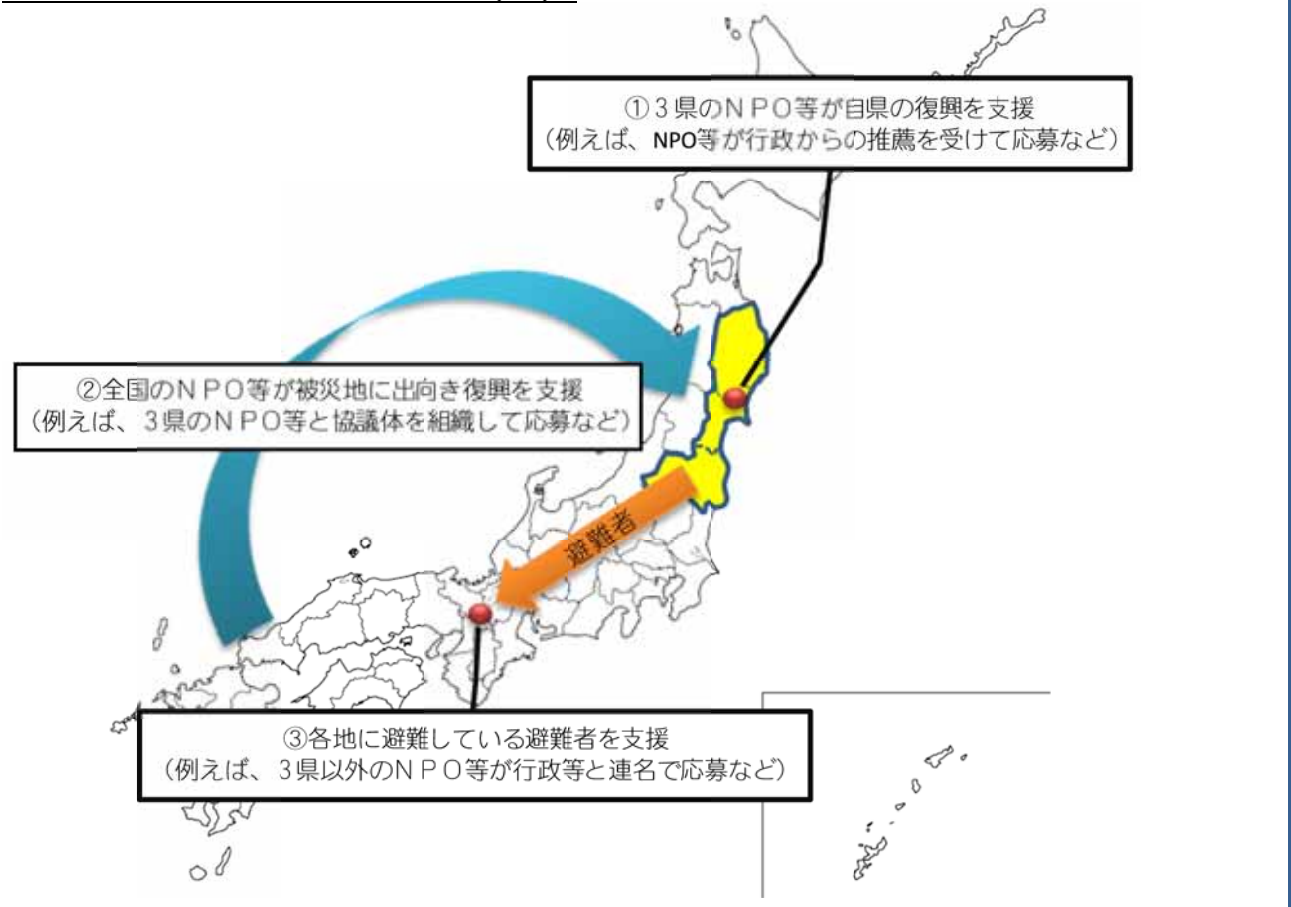
震災対応事業では、全国のNPO等が東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、資金を助成します。このような県域を越えた取り組みを通じて、NPO等の全国的な支援ネットワークの構築等を促進し、東日本大震災からの復興に寄与します。



<想定される支援の形態>

- 岩手県、宮城県、福島県のNPO等が、自県の被災地の復興を支援
 - 全国（上記3県以外）のNPO等が、3県の被災地において復興を支援
 - 全国（3県以外）のNPO等が、各地に避難している3県の避難者を支援 など
- 事業内容が3県にまたがるような広域的な取組も可能です。

3県へ応募する震災対応事業のイメージ（例）:



具体的な震災対応事業の事例：

- 温泉買い物バスの運行による仮設住宅や自宅への引きこもり防止と生活環境改善事業（岩手県）
- 仮設住宅団地コミュニティ形成サポート事業（宮城県）
- 福島子どもの外遊び支援事業（福島県）
- 大阪府東日本大震災被災地ボランティア等支援事業（大阪府）

都道府県窓口一覧

都道府県名	担当窓口	電話
北海道	総合政策部地域づくり支援局	011-204-5483
青森県	環境生活部県民生活文化課	017-734-9207
岩手県	政策地域部NPO・文化国際課	019-629-5198
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課	022-211-2576
秋田県	企画振興部地域活力創造課	018-860-1245
山形県	生活環境部生活文化課県民活動プロスポーツ支援室	023-630-2284
福島県	企画調整部文化スポーツ局文化振興課	024-521-7179
茨城県	生活環境部生活文化課県民運動推進室	029-224-8120
栃木県	県民生活部県民文化課県民活動推進室	028-623-3422
群馬県	NPO・ボランティア推進課	027-226-2291
埼玉県	県民生活部NPO活動推進課	048-830-2828
千葉県	環境生活部県民交流・文化課	043-223-4133
東京都	生活文化局都民生活部管理法人課	03-5388-3056
神奈川県	NPO 協働推進課 NPO 支援グループ	045-312-1121(内線 2863)
新潟県	県民生活課社会活動推進係	025-280-5134
富山県	男女参画・ボランティア課	076-444-9012
石川県	県民文化局県民交流課	076-225-1365
福井県	総務部男女参画・県民活動課	0776-29-2522
山梨県	企画県民部県民生活・男女参画課	055-223-1351
長野県	県民協働・NPO課	026-235-7189
岐阜県	環境生活政策課	058-272-8203
静岡県	くらし・環境部県民生活課NPO班	054-221-3726
愛知県	県民生活部社会活動推進課	052-961-8100
三重県	生活・文化部男女共同参画NPO室NPOグループ	059-222-5981
滋賀県	県民活動生活課	077-528-4633
京都府	府民生活部府民力推進課	075-414-4453
大阪府	府民文化部男女参画・府民協働課地域力再生グループ	06-6210-9266
兵庫県	企画県民部県民文化局地域協働課協働推進室	078-341-7711(内線 2841)
奈良県	くらし創造部協働推進課	0742-27-8715
和歌山県	環境生活部県民局 NPO・県民活動推進室	073-441-2369
鳥取県	未来づくり推進局鳥取力創造課	0857-26-7071
島根県	環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室	0852-22-5096
岡山県	県民生活部県民生活交通課	086-226-7287
広島県	県民活動課	082-513-2724
山口県	環境生活部県民生活課	083-933-2614
徳島県	県民環境部県民との協働課	088-621-2023
香川県	総務部県民活動・男女共同参画課	087-832-3174
愛媛県	県民環境部管理局県民活動推進課NPO・ボランティア係	089-912-2305
高知県	県民生活・男女共同参画課	088-823-9769
福岡県	新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンター	092-631-4411
佐賀県	男女参画・県民協働課CSO活動支援担当係	0952-25-7374
長崎県	男女参画・県民協働課	095-895-2314
熊本県	環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課	096-333-2286
大分県	消費生活・男女共同参画プラザ県民活動支援室	097-534-2052
宮崎県	県民政策部生活・協働・男女参画課	0985-26-7048
鹿児島県	県民生活局共生・協働推進課	099-286-2241
沖縄県	環境生活部県民生活課	098-866-2187